令和5年9月29日 教育委員会告示第19号

## ○胎内市立中学校再編検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 胎内市立中学校の再編について検討し、望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、胎内市立中学校再編検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。
  - (1) 中学校の再編に関する事項
  - (2) その他中学校の再編に関し、教育委員会が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、教育委員会 が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 中学校長
  - (3) 小学校長の代表
  - (4) 区長の代表
  - (5) 学校運営協議会の代表
  - (6) 保護者の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決 するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、 意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会 が別に定める。

附則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。